

法人の寄付金に対する税制上の優遇措置

企業・法人から本学園に寄付をしていただいた場合、寄付金を当該事業年度の損金に算入することができます。次の２種類よりご選択ください。

(1)受配者指定寄付金(全額損金に算入できる寄付金)

・私立学校の教育研究の発展のために、日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者(企業等)が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、この制度を利用して私立学校に寄付をした企業等は、法人税法上、支出した寄付金の全額を損金に算入することが認められています。

＜手続き方法＞

・日本私立学校振興・共済事業団の「寄付金受領書」が必要となります。この書類は事業団より発行され、本学園を經由して寄付者にお送りします。

(2)特定公益増進法人に対する寄付金(損金算入限度内の場合)

・特定公益増進法人として認められた学校に対して寄付をする場合に用いる寄付金制度で、一般寄付金の損金算入限度額に相当する金額と別枠で損金に算入することができます。

＜手続き方法＞

・本学園からお送りする「寄付金受領書」と「特定公益増進法人の証明書(写)」が必要となります。

お問い合わせ・資料請求先

〒108-0073 東京都港区三田 4 丁目 14 番 16 号

学校法人普連土学園 寄付金担当

Tel:03-3451-4616 Fax:03-3453-2028

【ご参考】確定申告による所得税還付金額の目安

(単位:円)					
課税所得金額 所得税率	1,950,000 5%	3,000,000 10%	5,000,000 20%	8,000,000 23%	12,000,000 33%
還付金額 寄付金額	還付金額				
	上段は「所得控除」、下段は「税額控除」で申請した還付金額。 網掛けは減税効果大				
10,000	400	800	1,600	1,840	2,640
	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
30,000	1,400	2,800	5,600	6,440	9,240
	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
50,000	2,400	4,800	9,600	11,040	15,840
	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200
100,000	4,900	9,800	19,600	22,540	32,340
	24,375	39,200	39,200	39,200	39,200
500,000	24,900	49,800	99,600	114,540	164,340
	24,375	50,625	143,125	199,200	199,200
1,000,000	49,900	99,800	199,600	229,540	329,340
	24,375	50,625	143,125	301,000	399,200

* 還付金額は目安のため参考としてお取扱いください

* 課税所得金額 = 総所得金額等 - A - B

A = 給与所得控除等の収入から差し引かれる金額

B = 配偶者控除、社会保険料控除等の所得控除

* 課税所得金額 1,800 万円超(所得税率 40%)の方は、「1.所得控除」で確定申告すると減税効果が大きくなります。